

議案第 1 0 号

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 6 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

旭市使用料及び手数料に関する条例（平成１７年旭市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

別表第１その１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

その１

施設等の種類	使用料等の名称	区分		単位	金額	
あさひ健康福祉センター	あさひ健康福祉センター使用料	一般		1 回当たり	600 円	
				1 か月当たり	6,000 円	
		小学生・中学生・高校生		1 回当たり	300 円	
				1 回当たり	450 円	
	備考 1 か月当たりの使用料の適用は、市民に限る。					
飯岡福祉センター	飯岡福祉センター使用料	浴室・ふれあい広間	一般	1 回当たり	300 円	
				1 か月当たり	3,000 円	
		小学生・中学生・高校生		1 回当たり	150 円	
				1 回当たり	220 円	
	備考 1 か月当たりの使用料の適用は、市民に限る。					
旭市健康増進センター	海上健康増進センター使用料	トレーニングルーム・温水プール	一般	1 回当たり	600 円	
				1 か月当たり	6,000 円	
			高校生	1 回当たり	300 円	
				1 か月当たり	3,000 円	
		トレーニングルーム	一般	1 回当たり	400 円	
				1 か月当たり	4,000 円	
			高校生	1 回当たり	200 円	
				1 か月当たり	2,000 円	
		温水プール	一般	1 回当たり	400 円	
				1 か月当たり	4,000 円	
			高校生	1 回当たり	200 円	
				1 か月当たり	2,000 円	
いいおかけんこうセンター使用料	フィットネスルーム	一般	1 回当たり	400 円		
			1 か月当たり	4,000 円		
		高校生	1 回当たり	200 円		
			1 か月当たり	2,000 円		
火葬施設	みたま苑旭使用料	火葬	大人	市民	1 体	9,000 円
				市民以外	1 体	55,000 円
			子供（13 歳未満）	市民	1 体	8,000 円
				市民以外	1 体	45,000 円
		改葬遺骨		市民	1 炉	7,000 円

				市民以外	1 炉	30,000 円	
			死産児	市民	1 体	6,000 円	
				市民以外	1 体	25,000 円	
			四肢等	市民	1 炉	6,000 円	
				市民以外	1 炉	25,000 円	
			霊安室	1 棺	市民	24 時間	6,000 円
		市民以外			24 時間	30,000 円	
		備考 使用料の区分は、死亡者（改葬遺骨、死産児、四肢等については使用者）の住民基本台帳に基づくものとする。					
		旭市農産物 処理加工セ ンター	旭市農産物処 理加工センタ ー使用料	加工室		1 時間当たり	400 円
				みそ製造	市民	米 1kg 当たり	200 円
市民以外	米 1kg 当たり				400 円		
もち製造	市民			米 1kg 当たり	300 円		
	市民以外			米 1kg 当たり	600 円		
製粉	市民			材料 1kg 当たり	200 円		
	市民以外			材料 1kg 当たり	400 円		
旭市海上農産加工室				1 時間当たり	400 円		
旭市海上農産物 処理加工セ ンター使用料	みそ製造			市民	米 1kg 当たり	200 円	
				市民以外	米 1kg 当たり	400 円	
備考 みそ製造、もち製造及び製粉の使用料を徴収する場合においては、加工室の使用料は徴収しない。							
旭市道の駅	旭市道の駅使 用料	農水産物等販売施設		1 日当たり	使用面積 1m ² 当 たり 600 円及 び販売額に 100 分の 30 を乗じ て得た額の合 計額		
		飲食提供施設		1 か月当たり	436,500 円及び 販売額に 100 分の 5 を乗じ て得た額の合 計額		
		加工施設		1 時間当たり	400 円		
		会議室		1 時間当たり	400 円		
		テナントスペース 1		1 か月当たり	130,500 円及び 販売額に 100 分の 5 を乗じ て得た額の合 計額		
		テナントスペース 2		1 か月当たり	51,800 円及び 販売額に 100 分の 5 を乗じ て得た額の合 計額		
		テナントスペース 3		1 か月当たり	24,800 円及び 販売額に 100		

					分の 5 を乗じて得た額の合計額
		イベント広場	販売行為を伴う場合	1 日当たり	使用面積 1m ² 当たり 600 円及び販売額に 100 分の 5 を乗じて得た額の合計額
		芝生広場	販売行為を伴う場合	1 日当たり	使用面積 1m ² 当たり 600 円及び販売額に 100 分の 5 を乗じて得た額の合計額
		備考			
		1 面積で 1m ² 未満の端数は、1m ² とする。 2 農水産物等販売施設、飲食提供施設、テナントスペース 1、テナントスペース 2、テナントスペース 3、イベント広場及び芝生広場については、本表備考第 4 項は適用しない。			
旭市多世代交流施設	旭市多世代交流施設使用料	キッチンスタジオ		1 時間当たり	1,500 円
		パーティールーム	全面	1 時間当たり	1,600 円
			片面	1 時間当たり	800 円
		カフェレストラン（来場者に飲食等を提供しようとする者が利用の承認を受けた区画）		1 か月当たり	売上額に 100 分の 10 を乗じて得た金額。ただし、本表その 2 行政財産（本表中その他に規定するものを除く。）の部建物使用料の項の規定により算出した額を下限とする。
		クラフトルーム		1 人 1 時間当たり	300 円
				1 人 1 日当たり	1,000 円
				1 人 1 か月当たり	15,000 円
		ダンススタジオ		1 時間当たり	1,500 円
		ミュージックスタジオ（大）		1 時間当たり	1,200 円
		ミュージックスタジオ（中）		1 時間当たり	1,000 円
		ミュージックスタジオ（小）		1 時間当たり	800 円
		コワーキングスペース	共用スペース	1 人 1 時間当たり	300 円
				1 人 1 日当たり	1,000 円
				1 人 1 か月当たり	15,000 円
			個室ブース	1 人 1 時間当たり	600 円

				1人1日当たり	2,000円		
				1人1か月当たり	30,000円		
				ミーティングルーム（大）	1時間当たり	2,000円	
				ミーティングルーム（小）	1時間当たり	1,000円	
				ラーニングパブリック	専用使用	1時間当たり	1,200円
				グローイングパブリック	専用使用	1時間当たり	1,000円
				ミライパブリック	専用使用	1時間当たり	800円
				附帯設備	音響設備	1回当たり	1,000円以内の範囲において規則で定める額
					映像設備	1回当たり	500円以内の範囲において規則で定める額
					工作設備	30分当たり	500円以内の範囲において規則で定める額
その他設備	1回当たり	1,000円以内の範囲において規則で定める額					
備考							
1 本表備考第2項及び第4項は適用しない。							
2 クラフトルーム及びコワーキングスペースの1時間当たりの使用料の適用者が、1日3時間を超えて使用の場合は、1日当たりの使用料を適用する。							
3 使用料を1か月単位で徴収するものについて、使用日数が1か月に満たない場合は、1か月とする。							
4 使用料を回単位で徴収する場合の1回とは、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。							
(1) 1時間当たり（1人1時間当たりの場合を含む。）での施設使用の場合 当該施設を使用した時間							
(2) 1人1日当たり及び1人1か月当たりでの施設使用の場合 1日							
旭市長熊釣堀センター	旭市長熊釣堀センター使用料	一般（中学生以上）	市民	1回当たり	1,000円		
			市民以外	1回当たり	1,300円		
		小学生	市民	1回当たり	500円		
			市民以外	1回当たり	650円		
旭市営海浜プール	旭市営海浜プール使用料	大人（高校生以上）		1回当たり	400円		
		中学生		1回当たり	300円		
		小学生以下（3歳未満を除く）		1回当たり	200円		
		備考 本表備考第2項は適用しない。					
旭市飯岡刑部岬展望館	旭市飯岡刑部岬展望館使用料	多目的室		1時間当たり	500円		
		パノラマ展示室		1時間当たり	1,000円		
あさひパークゴルフ場	あさひパークゴルフ場使用料	一般	65歳未満	1回当たり	700円		
				1日当たり	1,400円		
				1か月当たり	7,000円		

				65 歳以上	1 回当たり	500 円					
					1 日当たり	1,000 円					
					1 か月当たり	5,000 円					
					高校生以下	1 回当たり	350 円				
						1 日当たり	700 円				
					団体（20 人以上）1 人当たり	1 回当たり	550 円				
						1 日当たり	1,100 円				
					備考						
					1 1 回当たりとは、18 ホールの使用をいい、使用が 18 ホールに満たない場合であっても、18 ホール使用したものとみなす。						
					2 1 か月当たりの使用料の適用者が使用できる日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日を除く日に限る。						

旭市立公園	旭市立公園使用料	公 園 内 行為	行商、露店、募金その他これらに類する行為	使用面積 1m ² 1 日当たり	55 円	
			業として行う写真の撮影	写真機 1 台 1 日当たり	530 円	
			業として行う映画等の撮影	1 回 1 時間当たり	1,050 円	
			競技会、展示会その他これらに類する催し	使用面積 1m ² 1 日当たり	5 円	
		公 園 施 設設置・ 管理	公園施設を設置する場合	設置面積 1m ² 1 か月当たり	30 円	
			公園施設を管理する場合	管理面積 1m ² 1 か月当たり	300 円	
		公 園 の 占用	電柱（支線柱を含む。）	1 本 1 年当たり	800 円	
			電話柱（支線柱を含む。）	1 本 1 年当たり	300 円	
			その他の柱類	1 本 1 年当たり	1,350 円	
			水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.4m 未満のもの	長さ 1m1 年当たり	80 円
				外径が 0.4m 以上 1m 未満のもの	長さ 1m1 年当たり	160 円
				外径が 1m 以上のもの	長さ 1m1 年当たり	320 円
			通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占用面積 1m ² 1 年当たり	770 円	
			公衆電話所	1 個 1 年当たり	770 円	
			競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための仮設工作物	占用面積 1m ² 1 日当たり	10 円	
			工事用施設及び工事用材料置場	占用面積 1m ² 1 か月当たり	310 円	
			その他のもの	長さ 1m1 年当たり	50 円	
				占用面積 1m ² 1 年当たり	770 円	

備考						
----	--	--	--	--	--	--

		1 使用料の額が1件100円未満の場合は、100円とする。 2 面積で1m ² 未満の端数は、1m ² とする。 3 長さで1m未満の端数は、1mとする。 4 使用料の額が年額で定められているものについて、1年未満の端数は、月割りで計算する。 5 1か月未満の端数は、1か月とする。		
旭市公民館	海上公民館使用料	ホール	1時間当たり	2,400円
		第1研修室	1時間当たり	500円
		第2研修室	1時間当たり	500円
		第3研修室	1時間当たり	400円
		第4研修室	1時間当たり	500円
		多目的ルーム	1時間当たり	700円
		和室(1階)	1時間当たり	200円
		和室(2階)	1時間当たり	500円
		ラポート24	1時間当たり	400円
		陶芸窯	素焼き 1回当たり	3,000円
			本焼き 1回当たり	6,000円
	干潟公民館使用料	ホール	1時間当たり	1,200円
		第1研修室	1時間当たり	400円
		第2研修室	1時間当たり	400円
		第3研修室	1時間当たり	400円
		調理室	1時間当たり	600円
		和室	1時間当たり	500円
		第1音楽室	1時間当たり	400円
		第2音楽室	1時間当たり	400円
旭市民会館	旭市民会館使用料	第1研修室	1時間当たり	400円
		第2研修室	1時間当たり	700円
		第3研修室	1時間当たり	400円
いいおかユートピアセンター	いいおかユートピアセンター使用料	ホール	1時間当たり	4,500円
		舞台のみ使用する場合	1時間当たり	700円
		大会議室	1時間当たり	900円
		大広間	1時間当たり	900円
		研修室	1時間当たり	500円
		小会議室	1時間当たり	300円
		栄養指導室	1時間当たり	800円
		陶芸窯	素焼き 1回当たり	3,000円
			本焼き 1回当たり	6,000円
旭市コミュニティ施設	コミュニティセンター使用料	多目的ホール	1時間当たり	700円
		和室	1時間当たり	200円
		調理実習室	1時間当たり	400円
		みそ製造	市民 米1kg当たり	200円
			市民以外 米1kg当たり	400円
		もち製造	市民 米1kg当たり	300円
			市民以外 米1kg当たり	600円
	ふれあいセン	多目的ホール	1時間当たり	700円

	ター使用料	和室			1 時間当たり	200 円	
		調理実習室			1 時間当たり	400 円	
		みそ製造	市民	米 1kg 当たり	200 円		
			市民以外	米 1kg 当たり	400 円		
		もち製造	市民	米 1kg 当たり	300 円		
			市民以外	米 1kg 当たり	600 円		
	萬歳地区多目的研修センター	多目的ホール			1 時間当たり	700 円	
	一使用料	和室			1 時間当たり	200 円	
		調理実習室			1 時間当たり	400 円	
	備考 みそ製造及びもち製造の使用料を徴収する場合においては、調理実習室の使用料は徴収しない。						
旭市海上キャンプ場	旭市海上キャンプ場使用料	キ ャ ンプ場	バンガロー		6 人用	1 棟 1 泊 当たり	3,000 円
					10 人用	1 棟 1 泊 当たり	5,000 円
			テントサイト		1 区画 1 泊 当たり	1,000 円	
			デイキャンプ		1 人 1 回 当たり	300 円	
		体育館	体育館	専 用 使 用	一般	1 時間当たり	1,300 円
					高校生以下	1 時間当たり	650 円
				個 人 使 用	一般	1 時間当たり	200 円
					高校生以下	1 時間当たり	100 円
				多目的ホール		1 時間当たり	500 円
				備考			
		1 1 回 当たりとは、4 時間以内の使用をいい、使用が 4 時間に満たない場合であっても 4 時間使用したものとみなす。					
		2 キャンプ場の使用料には備品の使用料を含む。					
滝のさと自然公園	滝のさと自然公園使用料	公 園 内 行 為	行商、露店、募金その他これらに類する行為		使用面積 1㎡1 日 当たり	55 円	
					写真機 1 台 1 日 当たり	530 円	
					1 回 1 時間 当たり	1,050 円	
			競技会、展示会その他これらに類する催し		使用面積 1㎡1 日 当たり	5 円	
		公 園 施 設 設 置 ・ 管 理	公園施設を設置する場合		設置面積 1㎡1 か 月 当たり	30 円	
			公園施設を管理する場合		管理面積 1㎡1 か 月 当たり	300 円	
		公 園 の 占 用	電柱（支線柱を含む。）		1 本 1 年 当たり	800 円	
			電話柱（支線柱を含む。）		1 本 1 年 当たり	300 円	
			その他の柱類		1 本 1 年 当たり	1,350 円	
			水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.4m 未満のもの	長さ 1m 1 年 当たり	80 円	
				外径が 0.4m 以上 1m 未満のもの	長さ 1m 1 年 当たり	160 円	

				外径が 1m 以上のもの	長さ 1m1 年当たり	320 円	
				通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積 1m ² 1 年当たり	770 円	
					公衆電話所	1 個 1 年当たり	770 円
					競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための仮設工作物	占有面積 1m ² 1 日当たり	10 円
					工事用施設及び工事用材料置場	占有面積 1m ² 1 か月当たり	310 円
					その他のもの	長さ 1m1 年当たり	50 円
				占有面積 1m ² 1 年当たり		770 円	
備考 1 使用料の額が 1 件 100 円未満の場合は、100 円とする。 2 面積で 1m ² 未満の端数は、1m ² とする。 3 長さで 1m 未満の端数は、1m とする。 4 使用料の額が年額で定められているものについて、1 年未満の端数は、月割りで計算する。 5 1 か月未満の端数は、1 か月とする。							
大原幽学記念館	大原幽学記念館入館料	一般	個人	1 回当たり	300 円		
			団体（15 人以上）1 人当たり	1 回当たり	250 円		
		小学生・中学生・高校生	個人	1 回当たり	200 円		
			団体（15 人以上）1 人当たり	1 回当たり	150 円		
備考 本表備考第 2 項は適用しない。							
旭市社会体育施設	旭市総合体育館使用料	専 用 使 用	メインアリーナ	一般	1 時間当たり	4,000 円	
					1 か月当たり	20,000 円	
			高校生以下	1 時間当たり	2,000 円		
				1 か月当たり	10,000 円		
			サブアリーナ	一般	1 時間当たり	1,500 円	
					1 か月当たり	7,500 円	
			高校生以下	1 時間当たり	750 円		
				1 か月当たり	3,750 円		
			大会議室		1 時間当たり	300 円	
			小会議室 1		1 時間当たり	100 円	
			小会議室 2		1 時間当たり	100 円	
			控室 1		1 時間当たり	100 円	
			控室 2		1 時間当たり	100 円	
			個 人 使 用	メインアリーナ及びサブアリーナ	一般	1 時間当たり	300 円
					高校生以下	1 時間当たり	150 円
		トレーニング室		一般	1 時間当たり	400 円	
			1 か月当たり	4,000 円			

		高校生	1 時間当たり	200 円
			1 か月当たり	2,000 円
	備考 1 1 か月当たりの使用料の適用者は、1 日 1 回 3 時間以内の使用とする。 2 メインアリーナの 2 分の 1 使用は 2 分の 1 の額とし、4 分の 1 使用は 4 分の 1 の額とする（1 か月当たりの使用料も同様とする。）。			
飯岡体育館使用料	専用使用	一般	1 時間当たり	1,500 円
			1 か月当たり	7,500 円
		高校生以下	1 時間当たり	750 円
			1 か月当たり	3,750 円
	個人使用	一般	1 時間当たり	300 円
		高校生以下	1 時間当たり	150 円
	備考 1 1 か月当たりの使用料の適用者は、1 日 1 回 3 時間以内の使用とする。 2 2 分の 1 使用は 2 分の 1 の額とする（1 か月当たりの使用料も同様とする。）。			
旭スポーツの	一般		1 時間当たり	1,000 円
森公園野球場	高校生以下		1 時間当たり	500 円
使用料	照明料		30 分当たり	3,000 円
海上コミュニ	一般		1 時間当たり	1,000 円
ティ運動公園	高校生以下		1 時間当たり	500 円
野球場使用料	照明料		30 分当たり	3,000 円
飯岡野球場使	一般		1 時間当たり	500 円
用料	高校生以下		1 時間当たり	250 円
干潟さくら台	一般		1 時間当たり	500 円
野球場使用料	高校生以下		1 時間当たり	250 円
	照明料		30 分当たり	2,000 円
旭スポーツの	一般		1 面 1 時間当たり	400 円
森公園庭球場	高校生以下		1 面 1 時間当たり	200 円
使用料	照明料		1 面 30 分当たり	300 円
旭文化の杜公	一般		1 面 1 時間当たり	400 円
園庭球場使用	高校生以下		1 面 1 時間当たり	200 円
料				
旭市弓道場使	専用使用	一般	1 時間当たり	500 円
		高校生以下	1 時間当たり	250 円
	個人使用	一般	1 時間当たり	100 円
		高校生以下	1 時間当たり	50 円
旭市サッカー	一般		1 時間当たり	2,000 円
	高校生以下		1 時間当たり	1,000 円
	照明料		30 分当たり	1,000 円
	備考 2 分の 1 の使用は 2 分の 1 の額とし、4 分の 1 の使用は 4 分の 1 の額とする。			
いいおかふれ	サッカー場	一般	1 時間当たり	500 円

	あいスポーツ 公園使用料	高校生以下	1 時間当たり	250 円
		照明料	30 分当たり	1,000 円
	ソフトボール場	一般	1 時間当たり	500 円
		高校生以下	1 時間当たり	250 円
		照明料	30 分当たり	500 円
	多目的広場	一般	1 時間当たり	300 円
		高校生以下	1 時間当たり	150 円

備考

- 1 使用料を時間単位で徴収するものについて、使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、規定使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。
- 3 営利を目的としないで入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、規定使用料に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。
- 4 営利を目的として使用する場合は、規定使用料に 100 分の 900 を乗じて得た額を加算する。
- 5 使用料に 10 円未満の金額が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。